

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画

令和元年12月4日公表
令和2年3月11日一部改正
令和2年3月24日一部改正
令和2年3月25日一部改正
令和2年4月7日一部改正
令和2年5月8日一部改正
令和2年6月3日一部改正
令和2年8月6日一部改正
令和2年9月18日一部改正
令和2年9月25日一部改正
令和2年11月24日一部改正
令和3年1月19日一部改正
令和3年2月9日一部改正

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針

1 基本理念

排他的経済水域等における水産資源は、我が国が主権ないし主権的権利を有する資源であることから、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を確保し、水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を図ることが必要である。その場合、水産資源の保存・管理の担い手が漁業者であることに鑑み、漁業者の積極的な取組を助長するよう所要の施策を講ずるものとする。

このため、

- (1) 水産資源の動向、他の水産資源との関係等の生物学的知見を踏まえ、水産物供給の担い手である漁業の経営状況等にも十分配慮しながら、水産政策審議会、漁業調整委員会等において関係者の合意を形成しつつ、漁獲量及び漁獲努力量について適切な資源管理方策を実施する。
- (2) また、資源及び漁業の特性に応じて、魚種や系群ごとの資源状況を踏まえた具体的な資源管理措置を漁業種類ごと及び必要に応じ地域や期間ごとに定め、適切な資源管理を推進する。

2 漁獲量及び漁獲努力量の管理

資源水準に見合った漁獲を実現するため、資源量並びに漁獲量及び漁獲努力量を的確に把握しつつ、TAC（漁獲可能量）及びTAE（漁獲努力可能量）の設定及び管理、許可漁業及び漁業権漁業の規制等により我が国漁業の管理を行うとともに、許可制度等により外国人漁業及び遊漁の管理を行う。

また、これらの管理措置の実効を確保するための指導及び監督を行う。

3 資源管理指針・資源管理計画の推進

海洋生物資源の資源状況は、海域ごと、魚種や系群ごとにそれぞれ異なるが、資源状況や当該資源を利用する漁業実態等を踏まえた適切な資源管理措置を講じることにより、資源状況の回復・維持を図る必要がある。そのため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、計画的かつ機動的な資源管理を図る。

この場合、計画的に資源管理に取り組む意欲のある者が、減収を恐れずにこれらの取組を実施することができるよう、資源管理・収入安定対策を講じる。

4 その他の基本方針

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する我が国国内の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

第2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項

1 第一種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) くろまぐろの動向については、別に定める。

(2) さんまの動向

我が国周辺水域で漁獲対象とされるさんまは、北太平洋に広く分布し、これらが秋季に日本近海に来遊する。2018年の日本の漁獲量は、12.9万トンであった。

日本のさんま棒受網漁船の標準化C P U E（1操業当たりの漁獲量）から資源水準は低位、日本の調査船調査から推定した分布量は2018年に増加したものの、2014年以降4年連続で減少していることから動向は減少と判断される。

(3) すけとうだらの動向

我が国周辺水域のすけとうだらは、北海道周辺及び東北沿岸に分布しており、分布域によって太平洋北部に分布する太平洋系群、日本海北部に分布する日本海北部系群、オホーツク海に分布するオホーツク海南部及び根室海峡に産卵場を有する根室海峡の4つの評価単位に分かれている。

この中で最も資源の大きな太平洋系群は、2005、2007年級群が卓越年級群となったが、2010～2013年級群の加入状況は悪かった。2017年の資源量は89.8万トンであり、2歳以上の資源量から資源水準は中位、過去5年間(2013～2017年)の2歳以上の資源量の推移から動向は横ばいと判断される。日本海北部系群は、2006年級群の加入状況は良かったものの、その後の加入状況が悪く、2017年漁期の資源量は12.6万トンであり、親魚量から資源水準は低位、過去5年間(2013～2017年)の親魚量の推移から動向は増加と判断される。オホーツク海南部は、沖合底びき網漁業のC P U E（1網当たりの漁獲量）から資源水準は中位、その過去5年間(2014～2018年)の推移から動向は増加と判断される。根室海峡は、刺し網漁業のC P U E（1隻1日当たりの漁獲量）から資源水準は低位、その過去5年間(2014～2018年)の推移から動向は減少と判断される。

(4) まあじの動向

我が国周辺水域のまあじは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別されるが、当該資源の分布域は資源状況により大きく異なり、両系群は一部水域において混在して分布している。

太平洋系群の2018年の資源量は4.3万トンであり、親魚量から資源水準は低位、過去5年間(2014～2018年)の資源量の推移から動向は減少と判断される。対馬暖流系群の2018年の資源量は49万トンであり、親魚量から資源水準は中位、過去5年間(2014～2018年)の資源量の推移から動向は増加と判断される。

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きく、特に太平洋系群は加入量が減少していることから、資源動向について注視する必要がある。

(5) まいわしの動向

我が国周辺水域のまいわしは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別される。当該資源は、これまで数十年

単位で大きく変動してきており、その資源状況によって分布域が大きく変化することが知られている。両系群とも1988年から1989年を境として漁獲量が大幅に減少し、近年は低い水準で推移してきた。

太平洋系群は、2010年以降、比較的加入状況が良く、2018年の資源量は348.4万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去5年間（2014～2018年）の資源量の推移から動向は増加と判断される。対馬暖流系群は、2018年の資源量は36.8万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去5年間（2014～2018年）の資源量の推移から動向は増加と判断される。

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(6) まさば及びごまさばの動向

我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。

まさば太平洋系群は、2013年、2016年、2018年に豊度の高い加入があり、2018年の資源量は560万トンである。過去5年間（2014～2018年）の親魚量の推移から動向は増加と判断される。まさば対馬暖流系群の2018年の資源量は65万トンで、過去5年間（2014～2018年）の資源量の推移から動向は増加と判断される。ごまさば太平洋系群の2018年の資源量は12.4万トンで、過去5年間（2014～2018年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。ごまさば東シナ海系群の2018年の資源量は20.4万トンで、過去5年間（2014～2018年）の資源量の推移から動向は増加と判断される。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

(7) するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に12月～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10月～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

冬季発生系群の2019年の資源量は14.4万トンであり、資源尾数から資源水準は低位、過去5年間（2015～2019年）の資源尾数の推移から動向は減少と判断される。秋季発生系群の2019年の資源量は63万トンであった。資源量から資源水準は中位、過去5年間（2015～2019年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(8) ずわいがにの動向

我が国周辺水域のずわいがには、日本海大陸棚の縁辺部、大和堆、銚子以北の太平洋岸及びオホーツク海の水深100m～750mの範囲に分布し、生息域の分布によって、オホーツク海系群、太平洋北部系群、日本海系群及び北海道西部系群に分けられる。

この中で最も資源の大きな日本海系群は、富山県以西（A海域）では1990年代後半から資源は回復傾向にあり、2019年の資源量は20.9千トンであった。また、沖合底びき網による資源密度指数から、資源水準は中位、過去5年間（2015～2019年）の資源量の推移から、動向は増加と判断される。新潟県以北（B海

域)では、2018年の資源量は2.6千トンであり、沖合底びき網および小型底びき網による資源密度指数の5年移動平均から資源水準は高位、過去5年間(2014~2018年)の資源量の推移から動向は横ばいと判断される。また、オホーツク海系群は、沖合底びき網漁業のC P U E(1網当たりの漁獲量)から資源水準は中位、過去5年間(2015~2019年)の調査船調査による分布密度の推移から動向は横ばいと判断される。また、太平洋北部系群は、2018年の資源量は、451トンであり、資源量から資源水準は低位、過去5年間(2014~2018年)の資源量の推移から動向は減少と判断される。また、北海道西部系群は、ずわいがにかご漁業のC P U E(1かご当たりの漁獲量)から資源水準は中位、過去5年間(2014~2018年)のC P U Eの推移から動向は横ばいと判断される。

2 第二種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) 日本海西部海域のあかがれいの動向

日本海西部海域(石川県以西)のあかがれいは、当該海域の水深150メートル~900メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のあかがれいの漁獲量は、1990年代前半から増加して2000年前後は3,000トン前後であったが、2006年頃から再び増加し、2007~2014年は5,000トン台で推移していた。2018年の漁獲量は4,007トンであった。2018年の沖合底びき網漁業の資源密度指数により、資源水準は中位、過去5年間(2014~2018年)の沖合底びき網漁業の資源密度指数の推移から動向は減少と判断される。

(2) 宗谷海峡海域のいかなごの動向

宗谷海峡海域のいかなごは、当該海域の水深40メートル~80メートルに分布している。当該海域の近年のいかなご類の漁獲量は1995年の5.6万トンをピークに減少傾向にある。2018年の漁獲量は、1980年以降で最低となる2014年(443トン)から増加し、8,729トンであった。

過去5年(2014~2018年)の沖合底びき網漁業の標準化C P U E(1網当たりの漁獲量)から資源水準は低位、過去5年(2014~2018年)の標準化C P U Eの推移から動向は横ばいと判断される。

(3) 太平洋北部海域のさめがれいの動向

太平洋北部海域のさめがれいは、当該海域の水深150メートル~1,000メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のさめがれいを主として漁獲する東北海区の沖合底びき網漁業による漁獲量は、1978年の6,329トンをピークに減少し、1998年には108トンとなった。その後、やや増加し、200トン台で推移していたが、2011年には東日本大震災の影響で118トンに減少し、2018年は224トンであった。

沖合底びき網漁業の標準化C P U E(1網当たりの漁獲量)の推移から、2018年の資源水準は低位、動向は過去5年(2014~2018年)から横ばいと判断される。

(4) 瀬戸内海海域のさわらの動向

瀬戸内海海域のさわらは、冬を紀伊水道以南の太平洋沿岸及び伊予灘・豊後水道域で過ごし、春には紀伊水道及び豊後水道を経て内海へ来遊し、秋に外海へ移出する。

瀬戸内海におけるさわらの漁獲量は、1986年の6,378トンをピークに減少し、1998年には199トンとなった。その後は徐々に増加し、2018年には2,119トンまで回復した。資源量も漁獲量の推移と同様の傾向を示しており、1998年には1987年以降で最低となる710トンであったが、その後回復し、2018年は6,040トンであった。

資源量から資源水準は中位、過去5年間（2014～2018年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。

(5) 伊勢湾・三河湾海域のとらふぐの動向

伊勢湾・三河湾海域のとらふぐ資源は、不定期に発生する卓越年級群の動向により大きく変動する。2001年級群が卓越したことによって、2002年漁期の資源量は高い水準にあったが、2009年漁期以降は加入の少ない状態が続いている。2005～2008年級群が中規模で加入したため、2006～2009年漁期の漁獲量は200トン前後で安定的に推移した。しかし、2010年漁期以降は100トン前後の不漁が続き、2018年漁期の漁獲量は63トンであった。

資源量から資源水準は低位、過去5年間（2014～2018年漁期）の資源量の推移から動向は減少と判断される。

(6) 日本海北部海域のまがれいの動向

日本海北部海域のまがれいは、当該海域の水深150メートル以浅に分布している。当該海域のまがれいの漁獲量は、1986年と1994年にピークが見られるものの、1998年にかけて半減し、その後も緩やかな減少傾向が続いている。2018年の漁獲量は、過去2番目に低い136トンであった。

漁獲量から資源水準は低位、過去5年間（2014～2018年）の漁獲量の推移から動向は減少と判断される。

(7) 周防灘海域のまこがれいの動向

周防灘海域のまこがれいは、当該海域の沿岸から沖合までの水深10メートル以深に生息している。当該海域のまこがれいの漁獲量が推定されている1980年以降の推移をみると、1980年の713トンをピークに減少を続け1993年に一時的に回復したものの、1994年から再び減少し、2004年には127トンまで減少した。2005年卓越年級群の漁獲加入により2006年は219トンとなったが、その後は再び減少している。現在はまこがれいとして独立した漁獲統計は得られておらず、漁獲量は不明である。

関係県の調査による小型底びき網標本船のCPUE（1網当たりの漁獲量）及び推定漁獲量から、資源水準は低位、動向は福岡県及び大分県については横ばい、山口県については減少と判断される。

(8) 太平洋北部海域のやなぎむしがれいの動向

太平洋北部海域におけるやなぎむしがれいは、当該海域の水深50メートル～200メートルで漁獲される。やなぎむしがれいを主として漁獲している沖合底びき網漁業による漁獲量は1990年代中盤から急激に増加し、1998年～1999年には240トン以上となり、過去最高の漁獲を記録した。その後減少し、2001年には76トンとなったが、その後徐々に増加し、2010年は160トンであった。2011年以降は東日本大震災の影響で大きく減少したが徐々に回復し、2018年の漁獲量は131トンであった。

資源量の推移から資源水準は高位、過去5年間（2014～2018年）の資源量の推移から動向は増加と判断される。

(9) 太平洋南部海域のやりいかの動向

太平洋南部におけるやりいかの漁獲量は、1988年には2,291トンあったが、1991年に急減して370トンになり、それ以降500トンを下回っている。特に2004年（80トン）、2011年（43トン）、2012年（77トン）の漁獲量は100トンを下回る低い値であった。2018年の漁獲量は277トンであり、過去5年間（2014～2018年）の平均漁獲量（238トン）を上回った。

2018年の漁獲量から太平洋南部海域の資源水準は低位、過去5年間（2014～2018年）の沖合底びき網漁業のC P U E（1網当たりの漁獲量）の推移から動向は横ばいと判断される。

第3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1 漁獲可能量の設定は、当面の間（平成29年以降5年間程度）2の漁獲可能量の設定に係る第一種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。ただし、くろまぐろはW C P F C で決定された保存管理措置に基づき漁獲可能量を定めるため除くものとする。

2 漁獲可能量の設定に係る第一種特定海洋生物資源の中期的管理方針

(1) さんま

漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、平成27年7月に設立された北太平洋漁業委員会（以下「N P F C」という。）における新たな保存管理措置の策定に向けた取組も踏まえ、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を設定するものとする。

(2) すけとうだら

日本海北部系群については、極めて低い資源水準で推移しており、かつ、近年の海洋環境等も資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。親魚量がこれまでの最低水準を下回らないよう注意しつつ、着実な資源の回復を基本方向として管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

太平洋系群については、一定の親魚量の確保を通じ、豊度の高い年級群の発生により資源水準を維持することを基本方向として、漁獲動向及び加入動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

(3) まあじ

太平洋系群については、資源が減少傾向にあることから、減少に歯止めをかけることを基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を維持又は増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(4) まいわし

太平洋系群については、海洋環境が資源の増大に好適な状況になる可能性があることから、海洋環境や資源動向及び漁獲動向に注意しつつ、資源水準の維持（可能な場合には増大）を基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われて

いることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を維持又は増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(5) まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、資源を維持又は増大することを基本方向として管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

なお、本資源は北西太平洋公海において外国漁船によっても採捕されていることから、N P F C等を通じて、外国漁船の適切な管理に向けた一層の取組を推進する。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさば及びごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(6) するめいか

本資源は減少傾向にあるが、これは海洋環境の変化に伴う再生産環境の悪化によると考えられ、短期的には減少傾向を緩和し、中期的には環境が改善された場合に資源を速やかに増大できるよう親魚量を確保することを基本方向とする。

ただし、本資源は、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われており我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けた取組が行えるよう努めつつ、管理を行うものとする。

(7) ずわいがに

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持又は増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行うものとする。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組むものとする。

オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

3 第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	令和元年7月～令和2年6月	264,000
2	すけとうだら	平成31年4月～令和2年3月	257,300

3	まあじ	平成31年1月～令和元年12月	213,100
4	まいわし	平成31年1月～令和元年12月	1,361,000
5	まさば及びごまさば	令和元年7月～令和2年6月	987,000
6	するめいか	平成31年4月～令和2年3月	67,000
7	ずわいがに	令和元年7月～令和2年6月	5,193.3

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

(注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量(以下「留保枠」という。)については、資源の来遊状況等に応じて第4の1の注2、同注3、第5の1の注4、同注5、第6の1の(3)の注1、同(4)の注1、同(5)の注1又は同(7)の注に基づき、農林水産大臣が必要に応じて配分するものとする。配分を行った場合には、当該配分を反映した量に変更する。

- ・まあじ：42,600トン
- ・まいわし：272,000トン
(太平洋の海域：235,000トン、日本海の海域：37,000トン)
- ・まさば及びごまさば：89,700トン
(太平洋の海域：50,700トン、日本海の海域：39,000トン)
- ・ずわいがに
(A海域：154トン、B海域：42トン)

4 第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	令和2年1月～令和2年12月	264,000
2	すけとうだら	令和2年4月～令和3年3月	234,700
3	まあじ	令和2年1月～令和2年12月	222,800
4	まいわし	令和2年1月～令和2年12月	1,516,000
5	まさば及びごまさば	令和2年7月～令和3年6月	721,000
6	するめいか	令和2年4月～令和3年3月	57,000
7	ずわいがに	令和2年7月～令和3年6月	5,139.3

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

(注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量(以下「留保枠」という。)については、資源の来遊状況等に応じて第4の2の注2、同注3、第5の2の注2、同注3、第6の2の(3)の注1、同(4)の注1、同(5)の注1又は同(7)の注に基づき、農林水産大臣が必要に応じて配分するものとする。配分を行った場合には、当該配分を反映した量に変更する。

- ・まあじ：44,600トン
- ・まいわし：286,000トン
(太平洋の海域：282,000トン、日本海の海域：4,000トン)
- ・まさば及びごまさば73,100トン
(太平洋の海域：40,100トン、日本海の海域：33,000トン)
- ・ずわいがに
(A海域238トン、B海域43トン)

(注3) すけとうだらについては、その採捕(沖合底びき網漁業によるものを除く。)の状況が以下の2つの要件に合致する場合には、漁期前の資源評価では予測できない、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量

来遊が発生したとみなし、上記の表に掲げる数量を同数量に1万トンを追加した量に変更する。

- (1) 北海道の道南太平洋海域（東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの北海道松前・上磯両郡界から山越・虻田両郡界に至る間の北海道渡島総合振興局、胆振総合振興局及び日高振興局管内沖合海域をいう。以下同じ。）のうち渡島海区及び胆振海区（漁業法第84条第1項の海区（昭和25年5月13日農林省告示第129号）に規定される海区をいう。以下同じ。）における令和2年10月の実採捕日1日当たりの平均採捕量が500トンを超えること
- (2) 北海道の道南太平洋海域のうち渡島海区及び胆振海区における令和2年11月の実採捕日1日当たりの平均採捕量が600トンを超えること

5 漁海況の見通しが3又は4の表に定める漁獲可能量の基礎とした資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、速やかに資源を再評価し、漁獲可能量の改定を行うものとする。

また、その際、まいわしについては、海洋環境条件により資源状態が急激に増減するというその生物学的特性を踏まえ、漁業経営に悪影響を及ぼさないように、制度の運用を行うものとする。

6 漁獲可能量の管理を適切に行っていくためには、第一種海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、このため今後とも科学的知見を更に充実かつ緻密化していくこととする。

第4 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	163,000
3	まあじ	大中型まき網漁業	72,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	509,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	565,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	11,800
		大中型まき網漁業	3,700
		いか釣り漁業	14,600
		小型するめいか釣り漁業	19,900
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,609

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第1条第1項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、資源の来遊状況等に応じて、大中型まき網漁業の採捕の数量の総量が上記の表に掲げる数量の75パーセントに達した場合（以下75パーセントに達した日を「基準日」という。以下第4の1及び2において同じ。）には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

(1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値

(2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

(3) 基準日の属する月の翌月：当該漁期の開始日から基準日の属する月の前月までの実績値を、同期間の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3漁期年を平均した値で除して算出した比率を、当該漁期の来遊状況の特異性を表す「特異率」（以下第4の1及び2において同じ。）とした上で、

① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注3) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(注4) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の1の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	150,300
3	まあじ	大中型まき網漁業	75,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	586,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	393,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	11,000
		大中型まき網漁業	3,500
		いか釣り漁業	13,700
		小型するめいか釣り漁業	18,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,492

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

(1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値

(2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

(3) 基準日の属する月の翌月：

① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注3) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(注4) すけとうだらについては、第3の4の表の注3に基づき1万トンの追加が行われる場合には、当該追加分について、「漁獲可能量(TAC)シェアの見直しについて」(水産政策審議会第84回資源管理分科会資料5)に基づき沖合底びき網漁業に配分するとともに、上記の表に掲げる沖合底びき網漁業の数量を、当該配分を反映した量に変更する。

(注5) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

- 1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	まいわし	(1) 太平洋の海域	491,000
		(2) 日本海の海域	18,000
2	まさば及びごまさば	(1) 太平洋の海域	451,000
		(2) 日本海の海域	114,000
3	すけとうだら	(1) 北日本海の海域	3,200
		(2) オホーツク海の海域	57,900
		(3) 北太平洋の海域	101,900
4	ずわいがに	(1) A海域	2,348
		(2) B海域	43
		(3) D海域	1,139
		(4) E海域	79

(注1) 太平洋の海域とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県が面する海域をいう。日本海の海域とは、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県が面する海域をいう。

(注2) 北日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域(海洋

生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。北太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

(注3) A海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第1号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。B海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第2号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。D海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第4号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。E海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第5号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

(注4) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、資源の来遊状況等に応じて、大中型まき網漁業の採捕の数量の総量が上記の表に掲げる数量の75パーセントに達した場合（以下75パーセントに達した日を基準日という。以下第5の1及び2において同じ。）には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

(1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値

(2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

(3) 基準日の属する月の翌月：当該漁期の開始日から基準日の属する月の前月までの実績値を、同期間の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3漁期年を平均した値で除して算出した比率を、当該漁期の来遊状況の特異性を表す「特異率」（以下第5の1及び2において同じ。）とした上で、

① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注5) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(注6) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量と第6の1の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。
(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	まいわし	(1) 太平洋の海域	568,000
		(2) 日本海の海域	18,000
2	まさば及びごまさば	(1) 太平洋の海域	299,000
		(2) 日本海の海域	94,000
3	すけとうだら	(1) 北日本海の海域	3,400
		(2) オホーツク海の海域	64,900
		(3) 北太平洋の海域	82,000
4	ずわいがに	(1) A海域	2,495
		(2) B海域	43
		(3) D海域	875
		(4) E海域	79

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

(1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値

(2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

(3) 基準日の属する月の翌月：

① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注3) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(注4) すけとうだらについては、第3の4の表の注3に基づき1万トンの追加が行われ、第4の2の表の注4に基づき沖合底びき網漁業への配分が行われる場合には、上記の表に掲げる(3)北太平洋の海域の数量を、同数量に当該追加による沖合底びき網漁業への配分数量を追加した量に変更する。

(注5) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

第6 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～平成28年(するめいかについては、平成27～平成29年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがにについては、漁獲実績なし。)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上であって資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県のことをいう。この場合において、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) さんま

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	28,000
岩手県	4,000

宮城県、千葉県、三重県、和歌山県及び長崎県については、若干とする。

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	92,600

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

(3) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数 量
島根県	33,000
山口県	4,000
愛媛県	3,000
長崎県	22,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注1) 資源の来遊状況等に応じて、都道府県の採捕の数量の総量が上記の表に掲げる当該都道府県別に定める数量の75パーセントに達した場合（以下75パーセントに達した日を「基準日」という。以下第6の1及び2において同じ。）には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

(1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値

(2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

(3) 基準日の属する月の翌月：当該漁期の開始日から基準日の属する月の前月までの実績値を、同期間の過去5漁期年の漁獲実績の値の

うち月ごとに上位3漁期年を平均した値で除して算出した比率を、当該漁期の来遊状況の特異性を表す「特異率」（以下第6の1及び2において同じ。）とした上で、

- ① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値
- ② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数量
北海道	56,000
岩手県	23,000
石川県	33,000
愛知県	43,000
三重県	126,000
島根県	42,000
長崎県	22,000
宮崎県	65,000
鹿児島県	15,000

青森県、宮城県、千葉県、神奈川県、静岡県、新潟県、富山県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注1) 基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

- (1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- (2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- (3) 基準日の属する月の翌月：
 - ① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値
 - ② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第5の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当

該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

都道府県名	数 量
東京都	15,000
静岡県	10,000
三重県	37,000
和歌山県	7,000
島根県	25,000
長崎県	27,000
宮崎県	34,000
鹿児島県	16,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注1) 基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

(1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値

(2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

(3) 基準日の属する月の翌月：

① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第5の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
-------	-----

北海道	168
秋田県	15
山形県	83
新潟県	417
富山県	44
石川県	348
福井県	260
京都府	44

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～平成28年(するめいかについては、平成27～平成29年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがにについては、漁獲実績なし。)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上であって資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県のことをいう。この場合において、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) さんま

(単位：トン)

都道府県名	数量
北海道	28,000
岩手県	4,000

宮城県、千葉県、三重県、和歌山県及び長崎県については、若干とする。

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数量
北海道	83,000

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

(注) すけとうだらについては、第3の4の表の注3に基づき1万トンの追加が行われる場合には、当該追加分について、「漁獲可能量(TAC)シェアの見直しについて」(水産政策審議会第84回資源管理分科会資料5)に基づき北海道に配分するとともに、上記の表に掲げる北海道の数量を当該配分を反映した量に変更する。

(3) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数量
島根県	34,000
山口県	4,000

愛媛県	3,000
長崎県	23,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注1) 基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

(1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値

(2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

(3) 基準日の属する月の翌月：

① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数量
北海道	65,000
岩手県	27,000
宮城県	40,000
石川県	19,000
愛知県	50,000
三重県	145,000
島根県	34,000
長崎県	13,000
宮崎県	75,000
鹿児島県	9,000

青森県、千葉県、神奈川県、静岡県、新潟県、富山県、京都府、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注1) 基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

- (1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- (2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- (3) 基準日の属する月の翌月：
 - ① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値
 - ② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第5の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

都道府県名	数量
東京都	10,000
静岡県	7,000
三重県	25,000
和歌山県	5,000
島根県	21,000
長崎県	22,000
宮崎県	18,000
鹿児島県	14,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注1) 基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

- (1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- (2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- (3) 基準日の属する月の翌月：

- ① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値
- ② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注2) 上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第5の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

- (6) するめいか
北海道、青森県、岩手県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、和歌山県、島根県、山口県、高知県、福岡県及び長崎県は若干とする。
- (7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	15
山形県	84
新潟県	424
富山県	47
石川県	370
福井県	202
京都府	46

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

第7 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

漁業者等による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

第8 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

- 1 漁獲努力可能量の設定は、資源状況等を踏まえて資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、資源管理指針により減船、休漁、保護区域の設定などの漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために用いることとする。
- 2 第二種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりとする。

- (1) あかがれい
あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）のうち手繰第1種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）の漁獲努力量で22,320（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業（うち1そうびき）	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く。）	平成31年4月1日から令和元年5月31日まで	2
沖合底びき網漁業（うち2そうびき）	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成31年4月1日から令和元年5月31日まで	6
小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	石川県の地先水面から京都府の地先水面（日本海に限る。）まで	平成31年4月1日から令和元年5月31日まで	1

(2) いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、1月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	令和元年7月1日から令和元年8月31日まで

(3) さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で62,624（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点（旧幌）	令和元年5月1日から令和元年6月30日	10

	泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	まで	
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成31年3月1日から平成31年4月30日まで	
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	平成31年2月1日から平成31年3月31日まで	
小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	令和元年5月1日から令和元年6月30日まで	1

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から翌年2月までのさわら流し網漁業(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成8年農林水産省令第31号。以下「省令」という。)第1条第6号に規定するさわら流し網漁業をいう。以下同じ。)の漁獲努力量で121,461(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
中型まき網漁業(うちさわらを採捕目的とするもの)	瀬戸内海	令和元年6月1日から令和元年8月31日まで	10
はなつぎ網漁業		令和元年5月6日から令和元年6月15日まで	5
さわら流し網漁業	(1) 瀬戸内海 (2) 宇和海	平成31年4月1日から令和元年7月31日まで及び令和元年9月1日から令和元年12月31日までの期間から府県別に定める	1

		期間	
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	令和元年5月1日から令和元年6月15日まで	5

(注1) 中型まき網漁業とは、漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業をいう。以下同じ。

(注2) はなつぎ網漁業とは、省令第1条第5号に規定するはなつぎ網漁業をいう。以下同じ。

(注3) さわら船びき網漁業とは、省令第1条第7号に規定するさわら船びき網漁業をいう。以下同じ。

(注4) 瀬戸内海とは、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第27条に規定する瀬戸内海海域をいう。以下同じ。

(5) とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第3号に規定する種類のをいう。以下同じ。）であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第5号に規定する種類のをいう。以下同じ。）の漁獲努力量で7,953（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業 （うち手繰第3種漁業 であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	令和元年10月1日から令和元年10月31日まで
小型機船底びき網漁業 （うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	令和元年11月1日から令和元年11月30日まで

(注1) 三河湾とは、愛知県知多郡南知多町大字師崎林崎及び同県同郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

(注2) 伊勢湾とは、三重県鳥羽市小浜町西崎、桃取町島ヶ崎、答志町長刀鼻、神島町ゴリ鼻及び神島町オーカ鼻並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域から三河湾を除いた海域をいう。以下同じ。

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛崎突端正西の線以南、	令和元年9月1日から令和元年10月31日	2

	北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	まで	
小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで	令和元年9月1日から令和元年10月31日まで	1
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	令和元年9月1日から令和元年10月31日まで	2
かれい固定式刺し網漁業	秋田県の地先水面（ただし、第2種共同漁業権水域を除く。）	平成31年2月1日から平成31年3月31日まで	0.5
	山形県の地先水面	平成31年3月1日から平成31年4月30日まで	0.5

(注) かれい固定式刺し網漁業とは、省令第1条第4号に規定するかれい固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。

(7) まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第2号に規定する種類のをいう。以下同じ。）及び手繰第3種漁業の漁獲努力量で16,260（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業）	周防灘	平成31年1月1日から平成31年2月10日まで

(注) 周防灘とは、次のア、イの2点を結んだ線及びウ、エ、オ、カの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

- ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所
- イ 福岡県北九州市門司区門司崎灯台
- ウ 大分県国東市国東港富来浦北防波堤灯台

- エ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点
- オ 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来浦北防波堤灯台とを結ぶ線との交点
- カ 山口県光市大字室積村杵崎西端

(8) やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,050(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉県両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成31年4月1日から令和元年6月30日まで	10
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで	平成31年4月1日から令和元年6月30日まで	1

3 第二種特定海洋生物資源ごとの令和2年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりとする。

(1) あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で22,320(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業(うち1そうびき)	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く。)	令和2年4月1日から令和2年5月31日まで	2
沖合底びき網漁業(う	東経132度30分の線以	令和2年4月1日か	6

ち2そうびき)	東、東経134度30分の線以西の日本海	令和2年5月31日まで	
小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	石川県の地先水面から京都府の地先水面(日本海に限る。)まで	令和2年4月1日から令和2年5月31日まで	1

(2) いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、1月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616(隻日)とする。

採捕の種類	海 域	期 間
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	令和2年7月1日から令和2年8月31日まで

(3) さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で62,624(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	令和2年5月1日から令和2年6月30日まで	10
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	令和2年3月1日から令和2年4月30日まで	
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の	令和2年2月1日から令和2年3月31日まで	

	太平洋		
小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	令和2年5月1日から令和2年6月30日まで	1

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から翌年2月までのさわら流し網漁業の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）	瀬戸内海	令和2年6月1日から令和2年8月31日まで	10
はなつぎ網漁業		令和2年5月6日から令和2年6月15日まで	5
さわら流し網漁業	(1) 瀬戸内海 (2) 宇和海	令和2年4月1日から令和2年7月31日まで及び令和2年9月1日から令和2年12月31日までの期間から府県別に定める期間	1
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	令和2年5月1日から令和2年6月15日まで	5

(5) とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で7,953（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	令和2年10月1日から令和2年10月31日まで
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機	伊勢湾	令和2年11月1日から令和2年11月30日まで

船底びき網漁業)		
----------	--	--

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	令和2年9月1日から令和2年10月31日まで	2
小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで	令和2年9月1日から令和2年10月31日まで	1
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	令和2年9月1日から令和2年10月31日まで	2
かれい固定式刺し網漁業	秋田県の地先水面(ただし、第2種共同漁業権水域を除く。)	令和2年2月1日から令和2年3月31日まで	0.5
	山形県の地先水面	令和2年3月1日から令和2年4月30日まで	0.5

(7) まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業の漁獲努力量で16,260(隻日)とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業	周防灘	令和2年1月1日から令

(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)		和2年2月10日まで
----------------------	--	------------

(8) やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,050(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	令和2年4月1日から令和2年6月30日まで	10
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで	令和2年4月1日から令和2年6月30日まで	1

第9 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類別に定める量に関する事項

- 1 第8の2の(1)から(8)までに定める第二種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は、次のとおりとする。

(1) あかがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業(うち1そうびき)	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く。)	平成31年4月1日から令和元年5月31日まで	6,210
沖合底びき網漁業(うち2そうびき)	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成31年4月1日から令和元年5月31日まで	575

(2) いかなご

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	令和元年7月1日から令和元年8月31日まで	616

(3) さめがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点（旧幌泉灯台中心点）と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	令和元年5月1日から令和元年6月30日まで	1,030
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成31年3月1日から平成31年4月30日まで	909
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	平成31年2月1日から平成31年3月31日まで	4,304

(4) まがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	令和元年9月1日から令和元年10月31日まで	729

(5) やなぎむしがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成31年4月1日から令和元年6月30日まで	6,565

2 第8の3の(1)から(8)までに定める第二種特定海洋生物資源ごとの令和2年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は、次のとおりとする。

(1) あかがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
沖合底びき網漁業（うち1そうびき）	東経130度30分の線以东、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く。）	令和2年4月1日から令和2年5月31日まで	6,210
沖合底びき網漁業（うち2そうびき）	東経132度30分の線以东、東経134度30分の線以西の日本海	令和2年4月1日から令和2年5月31日まで	575

(2) いかなご

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	令和2年7月1日から令和2年8月31日まで	616

(3) さめがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
----------	-----	-----	-------

			(隻日)
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	令和2年5月1日から令和2年6月30日まで	1,030
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	令和2年3月1日から令和2年4月30日まで	909
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	令和2年2月1日から令和2年3月31日まで	4,304

(4) まがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	令和2年9月1日から令和2年10月31日まで	729

(5) やなぎむしがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	令和2年4月1日から令和2年6月30日まで	6,565

第10 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について都道府県別に定める量に関する事項

- 1 第8の2の(1)から(8)までに定める第二種特定海洋生物資源ごとの平成31年又は令和元年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりとする。

(1) あかがれい

第8の2の(1)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量及びその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量 (隻日)
石川県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	平成31年4月1日から令和元年5月31日まで	3,884
福井県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	平成31年4月1日から令和元年5月31日まで	2,006
京都府	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	平成31年4月1日から令和元年5月31日まで	560

(2) さめがれい

第8の2の(3)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
青森県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	令和元年5月1日から令和元年6月30日まで	194

(3) さわら

第8の2の(4)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間ごとに漁獲努力量を割り当てている県、同一県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間又は採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
大阪府	さわら流し網漁業		令和元年9月1日から令和元年11月30日まで	5,135
兵庫県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成31年4月20日から令和元年6月15日まで	3,140
	はなつぎ網漁業		令和元年5月6日から令和元年6月15日まで	2,020

岡山県	さわら流し網漁業		平成31年4月20日から 令和元年6月15日まで	6,705
	さわら船びき網漁業		令和元年5月1日から 令和元年6月15日まで	74
広島県	さわら流し網漁業		平成31年4月20日から 令和元年6月20日まで	5,813
	中型まき網漁業(うちさわらを採捕目的とするもの)		令和元年6月1日から 令和元年8月31日まで	1,288
山口県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	令和元年6月16日から 令和元年7月31日まで	6,787
			令和元年9月1日から 令和元年11月30日まで	13,455
徳島県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成31年4月11日から 令和元年6月15日まで	1,736
香川県	さわら流し網漁業		平成31年4月20日から 令和元年6月15日まで	10,440
愛媛県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成31年4月1日から 令和元年6月30日まで	16,590
			令和元年9月1日から 令和元年11月30日まで	5,880
		宇和海	令和元年10月1日から 令和元年12月31日まで	7,490
福岡県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	令和元年9月1日から 令和元年12月31日まで	1,440
大分県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	令和元年9月1日から 令和元年12月31日まで	13,500

(4) とらふぐ

第8の2の(5)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
愛知県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)	三河湾	令和元年10月1日から 令和元年10月31日まで	3,287
	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型)	伊勢湾	令和元年11月1日から 令和元年11月30日まで	2,635

	機船底びき網漁業)			
三重県	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	令和元年11月1日から 令和元年11月30日まで	2,031

(5) まがれい

第8の2の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
秋田県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)		令和元年9月1日から 令和元年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県の地先水面(ただし、第2種共同漁業権水域を除く。)	平成31年2月1日から 平成31年3月31日まで	3,099
山形県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)		令和元年9月1日から 令和元年10月31日まで	1,870
	かれい固定式刺し網漁業		平成31年3月1日から 平成31年4月30日まで	2,147
新潟県	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	令和元年9月1日から 令和元年10月31日まで	1,843

(6) まこがれい

第8の2の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
-------	-------	-----	-----	-------

				(隻日)
山口県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成31年1月1日から平成31年2月10日まで	11,685
福岡県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成31年1月1日から平成31年2月10日まで	2,130
大分県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成31年1月1日から平成31年2月10日まで	2,445

(7) やなぎむしがれい

第8の2の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量及びその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量(隻日)
福島県	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	平成31年4月1日から令和元年6月30日まで	1,480
茨城県	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	平成31年4月1日から令和元年6月30日まで	1,920

2 第8の3の(1)から(8)までに定める第二種特定海洋生物資源ごとの令和2年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次のとおりとする。

(1) あかがれい

第8の3の(1)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量及びその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量(隻日)
石川県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	令和2年4月1日から令和2年5月31日まで	3,884
福井県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	令和2年4月1日から令和2年5月31日まで	2,006
京都府	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	令和2年4月1日から令和2年5月31日まで	560

(2) さめがれい

第8の3の(3)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
青森県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	令和2年5月1日から 令和2年6月30日まで	194

(3) さわら

第8の3の(4)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間ごとに漁獲努力量を割り当てている県、同一県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間又は採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
大阪府	さわら流し網漁業		令和2年9月1日から 令和2年11月30日まで	5,135
兵庫県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	令和2年4月20日から 令和2年6月15日まで	3,140
	はなつぎ網漁業		令和2年5月6日から 令和2年6月15日まで	2,020
岡山県	さわら流し網漁業		令和2年4月20日から 令和2年6月15日まで	6,705
	さわら船びき網漁業		令和2年5月1日から 令和2年6月15日まで	74
広島県	さわら流し網漁業		令和2年4月20日から 令和2年6月20日まで	5,813
	中型まき網漁業(うちさわらを採捕目的とするもの)		令和2年6月1日から 令和2年8月31日まで	1,288
山口県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	令和2年6月16日から 令和2年7月31日まで	6,787
			令和2年9月1日から 令和2年11月30日まで	13,455
徳島県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	令和2年4月11日から 令和2年6月15日まで	1,736
香川県	さわら流し網漁業		令和2年4月20日から 令和2年6月15日まで	10,440
愛媛県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	令和2年4月1日から 令和2年6月30日まで	16,590

			令和2年9月1日から 令和2年11月30日まで	5,880
		宇和海	令和2年10月1日から 令和2年12月31日まで	7,490
福岡県	さわら流し網 漁業	瀬戸内海	令和2年9月1日から 令和2年12月31日まで	1,440
大分県	さわら流し網 漁業	瀬戸内海	令和2年9月1日から 令和2年12月31日まで	13,500

(4) とらふぐ

第8の3の(5)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
愛知県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)	三河湾	令和2年10月1日から 令和2年10月31日まで	3,287
	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	令和2年11月1日から 令和2年11月30日まで	2,635
三重県	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	令和2年11月1日から 令和2年11月30日まで	2,031

(5) まがれい

第8の3の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
秋田県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)		令和2年9月1日から 令和2年10月31日まで	651
	かれい固定式	秋田県の地先水面(令和2年2月1日から	3,099

	刺し網漁業	ただし、第2種共同漁業権水域を除く。）	令和2年3月31日まで	
山形県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)		令和2年9月1日から 令和2年10月31日まで	1,870
	かれい固定式刺し網漁業		令和2年3月1日から 令和2年4月30日まで	2,147
新潟県	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	令和2年9月1日から 令和2年10月31日まで	1,843

(6) まこがれい

第8の3の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
山口県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	令和2年1月1日から 令和2年2月10日まで	11,685
福岡県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	令和2年1月1日から 令和2年2月10日まで	2,130
大分県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	令和2年1月1日から 令和2年2月10日まで	2,445

(7) やなぎむしがれい

第8の3の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量及びその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量 (隻日)
福島県	小型機船底びき網漁業 (うちその他の小型機船底びき網漁業)	令和2年4月1日から 令和2年6月30日まで	1,480
茨城県	小型機船底びき網漁業 (うちその他の小型機船底びき網漁業)	令和2年4月1日から 令和2年6月30日まで	1,920

第11 大臣管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

大臣管理努力量に係る農林水産大臣への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第12 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。